

令和2年第1回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和2年1月16日
開催年月日 令和2年1月27日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 14時24分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第3区域	染野 亘志
9	坂上 良資	第4区域	齊藤喜久夫
10	田端 久子		

○遅刻委員 な し

○欠席委員 な し

議事参与者 事務局長 玉川 真 主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請5件について
- (4) 農作業料金・農業労賃について
- (5) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(6) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集していただきありがとうございます。
います。

それでは、ただいまから農業委員会を開催いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。今年には異常な気象で、暖冬で氷が張らないというような状況でこれから農業についても影響があるんじゃないかと思えます。そんな中、今夜あたりドカ雪が降るとような予報なんですけど、今年は大変な年になるんじゃないかと思ってる所です。また、中国のコロナウイルスの関係でいま世界中が騒いでいるようですけれども、こういうこともあまり影響のないように願いたいと思えます。また、今月は皆さんいろいろと調査いただきましてご苦労様でございました。本日は案件が多いんですけれどもご協力をよろしく願います。以上です。

○事務局長 ありがとうございます。早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。
たします。

ただいまの出席人数は13名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

11番、堀口榮一委員、12番、飯嶋辰吉委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議がございませんので、よって、議事録署名人、11番、堀口榮一委員、12番、飯嶋辰吉委員を指名します。
-

◎諸般の報告

- 議長 ここで諸般の報告をいたします。

1月17日に、農業委員会秩父郡市協議会農業委員等研修会が、秩父市内の農園ホテルで開催され、多数の委員の皆様にご参加をいただき、誠にありがとうございました。

諸般の報告を終わります。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

- 議長 それでは、議事に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法第3条番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 はい。議案第1号 農地法第3条番号1について説明させていただきます。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———さん。譲渡人住所・氏名、———、———さん。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字長瀬字———、———、地目はどちらも畑、面積は528、147の合計675平方メートルの2筆です。権利の内容は、売買によります所有権移転となっております。

次のページに、案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。こちらは、長瀬駅から北西に約200mの場所です。

次に、農家の状況ですが、笠原さんが耕作する農地は、畑3,142㎡です。面積要件である3,000平米をクリアしています。

農業従事者は、男1人、本人、女1人、妻です。年間農業従事日数は、本人300日、妻180日ということです。

次に計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積675平米、利用状況は畑となっております。

資金計画は、———。現在お返ししております申請書に、———が

添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。農地の区分は、駅から300m以内である農地として、第3種農地と判断されます。

その他としては、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、国道140号線、町道長瀬12号線に接している農地です。

次に、資料にはありませんが補足でご説明いたします。今回の申請に当たり譲受人の許可申請の事由をご説明します。

「現在、観光農業の振興を図る為、栗園を開設しておりますが、定年退職後、果樹栽培の規模拡大を考えていたところ、この度、実弟より一部甘柿の植栽されている農地を譲ってもらえることとなったため、これを契機として多品種の柿を植栽し、農産物の特産化にしていきたい為申請いたします」とのことです。

前回の保留決議以降も申請者は立地条件的にもこの場所で観光農園としてカキ栽培を植栽したいと強い要望があるようです。該当地にて過去に農地以外の利用をしていたことについても今後はカキを植栽するので農地以外で使うことは無いと口頭ではありますがお答えをいただきました。

農地法3条については権利を取得するものが機械の所有状況、農作業従事者数、技術等を総合的に勘案して耕作等に供すべき農地等の全てについて効率的に利用して耕作する事が要件となっておりますので、以上のご説明を加味してご審議をお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

事務局の説明を踏まえまして、農業委員の意見を聞きたいと思います。8番、村田茂委員の意見をお願いします。

○8番村田茂委員 8番村田です。

先程、事務局の浅見さんの説明があったとおり、本人はカキの植栽をしたいと強い要望があるようです。ですが、該当の農地は申請者が過去に農地以外で使用した事があり、ご近所の話も聞いた限りでは、口頭で今後は農地以外で使用しないと言っているようですが、そのような行いを前にやったことがあるので、なかなかこちらとしてもすぐに信用出来るものには無いかなあとと思います。それなので、何か書面で今後、農地を効率的に使用し違反行為をしないことが伝わる資料をもらうまでは「許可」ではなく「保留」にしてはいかがかなと思

います。

よろしく申し上げます。

○議長 村田茂委員の意見が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

担当農業委員より引き続き「保留」の意見が出ておりますので「保留」と「許可」で採決を取りたいと思います。まず、本件を農業委員会として「保留」したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 続いて本件を、農業委員会として「許可」したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 「保留」に全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件「保留」することに決定しました。本件については改善が図られた後に改めて審議することいたします。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件についてを議題といたします。

農地法第4条番号1————氏より許可申請があった駐車場への転用について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 はい。議案第2号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、————、————さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字————、地目は畑、面積は242平方メートルの1筆です。転用の目的は、駐車場となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、————区内、矢那瀬集落農業センターの東南に約250mにある場所です。

次に、申請の事由ですが、自宅から少し離れた別の土地にあった駐車場及び車庫を売却し

た為、自宅近くに駐車場が必要となりましたので申請いたしましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面に配置図と平面図もごらんください。土地造成は242平方メートルです。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、認定外の2項道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域推進委員であります染野亘志委員の説明をお願いいたします。

○染野亘志委員 はい。1月21日に浅見と田端さんと三人で薄井さんのところに行ってきました。この説明にもありましたとおり、自宅からすぐそばに広い農地がありましてね、そこを駐車場にするということで現地を見ました。何ら問題ないと思いました。

以上です。

○議長 染野委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明を行います。

10番、田端久子委員の説明をお願いします。

○10番田端久子委員 はい。10番、田端です。

21日に浅見さんと染野さんと現地確認に行ってきました。いま染野さんの説明のあったとおり自宅のすぐ裏の大きい農地で平らなところです。何の心配もないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長 田端久子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請5件について議題とします。

農地法第5条番号1、——氏が所有の農地を——氏が資材置場へ転用するための許可申請ついて、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第3号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、——、——さん。譲渡人、住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は320平方メートルの1筆です。転用の目的は資材置場です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬交番北東側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請地が代表を務める——に隣接し利便性が高く公道に接道しており重機や仮設資材、材木等搬入に最適である。現在資材置場に仮設資材の置場等が不足している為農地であるが転用して使用したいということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は320平方メートルです。利用計画は、資材置場で重機3台、材木、仮設足場等となります。次に資金計画ですが、——。
現在お返ししています申請書に、——も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300m以内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中15号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。中井です。

23日に事務局の浅見と農業委員の福島さんとで現地確認に行ってきました。さのまち工務店の倉庫の裏あたりで角が隣接している土地です。場所は秩父食品というのがあるんですけど、その近くになります。以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

3番、福島美知子委員の説明をお願いします。

○3番福島美知子委員 はい、3番福島です。

21日に事務局の浅見さんと中井さんとで現地調査に行ってきました。二人の説明の通りでございますが、資料の692-1の右上の小さな四角が申請地で695-6これが一反くらいあってそれを切り売りしてもらった形です。ブロック塀もまだありましたし、お家が建ってたみたいです。東側が駅に続く道路で秩父食品さんがあります。秩父食品さんも大きな車が入り出していますのでお互いに問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 福島美知子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして農地法第5条番号2、———氏が所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第3号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、———、———さん。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字————、地目は畑、面積は150平方メートルの1筆です。転用の目的は自己用住宅です。権利の内容は、使用貸借権となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、————区内、下袋地区コミュニティ集会所の東側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、親と同居をしているが、家族が増え手狭になってしまったので、新居が必要です。建築地については、方々探したが私の希望する条件にある土地が無く、親に相談したところ、親所有地である実家の隣地に住宅を建築する了解が貰えたので、申請地を選定しましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は150平方メートルです。建築物は、専用住宅1棟、建築面積は52.99平方メートル、排水処理方法は公共下水道となります。次に資金計画ですが、————。現在お返ししています申請書に、————も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、役場から500m以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、県道前橋長瀬線に隣接敷地で接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます高田幸好委員の説明をお願いします。

○高田幸好委員 はい。高田です。

本件につきましては、24日に坂上委員と事務局の浅見さんの3名で現地を確認させていただきました。本件の関係者は親子関係でありまして、農地を極力残した中での宅地転用ということで特に問題はないと思います。以上です。

○議長 高田幸好委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

9番、坂上良資委員の説明をお願いします。

○9番坂上良資委員 はい、9番坂上です。

24日事務局の浅見さんと推進委員の高田さんの三人で現地を見てきました。別に、これと

いった問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

○議長 坂上良資委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして農地法第5条番号3、———氏が所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請ついて、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第3号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人、住所・氏名、—————、———
———さん。譲渡人、住所・氏名、—————、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字—————、———、地目はどちらも畑、面積は上から354、145、合計499平方メートルの2筆です。転用の目的は自己用住宅です。権利の内容は、使用貸借権となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、一区内、長瀬第一小学校の東南側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、私共夫婦は現在民間のアパートに暮らしておりますが、若いうちに自宅を建築したく妻の父に相談したところ妻の実家に近い申請地を貸してもらえる事になり本申請をしますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は499平方メートルです。建築物は、専用住宅1棟、建築面積は117.99平方メートル、排水処理方法は公共下水道となります。次に資金計画ですが、—————
—————
—————

も添付されていますので、ご確認をお願いします。次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、役中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道長瀬1号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。中井です。

23日に村田委員と事務局の浅見さんの三人で現地確認に行ってきました。場所は浅見さんの説明のあったとおりのところで、150mくらいかな学校の近くに村田商店ていうお店があって。隣に村田委員のキウイ畑があります。草退治ができるので村田委員にとって具合が良さそうです。以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田茂委員 はい、8番村田です。

先ほど中井委員のおっしゃいましたとおり23日に事務局と中井さんと現地確認に行ってきました。場所は第一小学校の長瀬寄りの約150mくらいかな、村田商店ていうお店があります。その脇を通りまして、線路の方に向かって村田商店の裏にある土地です。現在は柿が植わっていて、草がかなり生えておりまして、一年に1回くらい手入れしているくらいかなという状況ですけれども、別に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 村田茂委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして農地法第5条番号4、——氏が所有の農地を——
——氏が建築条件付き分譲用地へ転用するための許可申請ついて、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第3号 農地法第5条、番号4についてご説明いたします。

番号4、譲受人、住所・氏名、——、——

——さん。譲渡人、住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、長瀬字明社字——、地目は畑、面積は1034平方メートルの1筆です。転用の目的は建築条件付き分譲住宅です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、長瀬区内、長瀬駅の北に約250mにある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請地を整備し、住宅の建設を目的とした販売をし地域の発展に貢献したいということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は1034平方メートルです。利用計画は、分譲住宅4棟、建築面積は一棟あたり49.6㎡、排水処理方法は公共下水道となります。次に資金計画ですが、——

——。現在お回ししています申請書に、——

——も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300m以内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道長瀬65号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。これも23日に事務局の浅見さんと農業委員の村田さんと三人で見えてまいりました。いま言われたとおり、町道65号線ですか少し行くと北桜通になるその出入り口になるような場所です。よろしくをお願いします。以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田茂委員 はい、8番村田です。

先ほどと同じ23日に事務局と中井さんと私の三人で現地を確認してきました。現地は北桜通りからの分かれ道で駅の方に向かっていく近道になるところで、かなり長い土地です。計画によって悪影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 村田茂委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

つづきまして農地法第5条番号5、———氏が所有の農地を———
———氏が敷地拡張へ転用するための許可申請ついて、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。議案第3号 農地法第5条、番号5についてご説明いたします。

番号5、譲受人、住所・氏名、———、———
———。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字———、———、———、
———、———、———、———、———、地目はすべて畑、面積は上から75、4.64、
9.07、345、21、2.84、23、合計480.55平方メートルの7筆です。転用の目的は敷地拡張です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬町中央公民館の東側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、申請地の隣接地にて製造工場を営業していますが、近年の業務拡大にともない工場の新設を考えておりました。その為、申請地は隣接地であることから、一体利用するのにあたりとても効率的であることから、工場用地とて利用したい為、申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は480.55平方メートルです。利用計画は、工場兼倉庫1棟、建築面積は105.99㎡、排水処理方法は合併処理浄化槽、駐車場は従業員普通車5台、事業用トラック1台ほかとなります。。次に資金計画

ですが、

_____。現在お返ししています申請書に、
_____、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある農地であることから、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷26号線、町道野上下郷126号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます高田幸好委員の説明をお願いします。

○高田幸好委員 はい。高田です。現地につきましては24日に櫻井委員と浅見さんの三名で行ってきました。場所はかわらんちの国道よりの所になりますけれど、現在はだいぶ年数のたった柿の木が植わっていますが、譲受人の方の工場がすぐ隣で事業を営んでおりますので、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 高田幸好委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

2番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

○2番櫻井汪委員 はい、2番櫻井です。

24日に推進委員の高田さんから話があったとおり三名で現地確認にいたしました。私もこの社長とは面識があり、一年前ぐらいに奥さんから相談を受けたこともありました。今回この申請が出たので改めて確信しまして、相談当時は賃貸借の予定だったんですが思い切って

買った方がいいんじゃないかとなつて話がまとまつたようです。まあ、このことによって、工場で従業員でも募集してくれれば事務局とも話したんだけど、長瀬町で雇用が増えていいんじゃないかと思います。皆さんのご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 櫻井汪委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

◎農作業料金・農業労賃について

○議長 続いて、議案第4号 農作業料金・農業労賃についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。それでは次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農作業料金・農業労賃について説明いたします。

こちらは、埼玉県農業会議から農作業料金・農業労賃に関する調査依頼があり、事務局で調査をし、算出した賃金を農業委員会にお諮りし、埼玉県農業会議のほうに報告しているものです。

それでは、算出した農作業料金について説明します。

令和元年の欄をご覧くださいと思います。まず、男性の専門作業ですが、1日当たり8,000円、時給ですと1,000円。これは昨年から400円増となります。

次に、一般・軽作業の料金ですが、男性女性とも、1日当たり7,840円、時給ですと980円で、こちらは昨年から640円増となります。

なお、これらの金額は、シルバー人材センターの時給単価をもとに算出させていただいております。

次に、町内の農外諸賃金ということで、主な業種における臨時雇用の1日当たりの賃金を

まとめさせていただいております。

令和元年の欄をご覧ください。

まず公的勤務、これは役場で雇用をする場合の賃金ですが、1日当たり7,440円、時給ですと930円、昨年よりも30円の増となっております。

次に民間ですが、こちらは週に1回ハローワークから役場に、秩父管内における求人情報が送られ、求人情報に掲載されていた時給単価の平均値をまとめたものでございます。こちらが8,280円となっております。こちらは業種の募集状況等によって、変動がございますのでよろしく申し上げます。

次にシルバー人材センターの賃金は、平均値である980円を時給単価としました。

次に埼玉県の土木工事設計単価のうち、大工、左官、土木工の普通作業員の1日当たりの賃金は、ご覧のとおりとなりまして、大工、左官、土木工のすべてが増となりました。

最後に参考ということで、埼玉県最低賃金の推移でございます。現在は926円で、昨年度よりも28円の増となっております。

以上で説明を終わり、それぞれの数値を報告したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は事務局の原案のとおり、埼玉県農業会議に報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますのでご異議ないものと認めます。よって、本件は事務局案のとおり、埼玉県農業会議に報告することに決定いたしました。

◎農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長 続いて、議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明いたします。こちらは、全国農業会議所より埼玉県農業会議をとおして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施依頼があり、今回を含め来年度以降も年に一度、同様の取り組みをするものであります。

誠に遺憾なことでありますが、昨年全国的に農地転用等に関わる農業委員会の不祥事が続けて発生しました。言うまでも無く行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

そこでお配りしております「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について決議するものです。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

「1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。」

「2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。」

以上2点を長瀬町農業委員会として申し合わせ決議事項とし、説明を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は事務局説明のとおり、長瀨町農業委員会として法令遵守の申し合わせ決議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますのでご異議ないものと認めます。よって、本件は申し合わせ決議することに決定いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、2月の委員会日程でございます。2月の委員会は、25日火曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、2月25日、火曜日、午後1時30分からとしたいと思います。

事務局から他に何かございますか。

○事務局 はい。先月の農地転用許可の状況でございますが、農地法第5条の4件でございますが、令和2年1月22日付けで承認となりました。

以上でございます。

○議長 以上で本日の審議は終了しました。これで、議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時24分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和2年1月27日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 堀 口 榮 一

署名委員 飯 嶋 辰 吉